

栗原市農業関係補助事業のお知らせ

各位

栗原市農林振興部

平成30年度の栗原市農業関係補助事業の概要をお知らせします。

事業の取組について、検討されている方や詳細についてお知りになりたい方は、関係各課、又は最寄りの総合支所市民サービス課産業建設係へお問い合わせください。

《農林畜産課》

No.	事業名	対象者・交付要件	補助率等	備考
1	農地集積支援事業	対象者:認定農業者、生産組織 交付要件:新規に農業経営基盤強化促進法に基づく水田の利用権設定(3年以上、20a以上)をした場合	10a当たり 3,000円以内	
2	担い手農業者研修支援事業	対象者:研修後、市内に就農する者 交付要件: 3ヶ月以上2年以内の農業研修で研修終了後1年以内に就農する場合	県内研修 月額 30,000円以内 県外研修 月額 50,000円以内	
3	高齢者等牛飼奨励対策事業	対象者:20歳以上の市内に住所を有し、居住する者 交付要件:家畜を適正に飼養できること。	育成雌牛または成雌牛 (上限100万円)	貸付期間 育成雌牛 5年間 成雌牛 3年間
4	優良家畜導入資金貸付事業	対象者:20歳以上70歳未満の市内に住所を有し、居住する者 交付要件:家畜を適正に飼養できること。	繁殖素牛、肥育素牛 (80万円以内) 乳用牛(65万円以内) 種豚(50万円以内)	貸付期間 繁殖素牛 5年以内 肥育素牛 2年以内 乳用牛 5年以内 種豚 3年以内
5	くりはら和牛の郷づくり支援強化事業	対象者: ①市内に住所を有する畜産農家 ②市内の畜産農家が生産した、繁殖素牛または肥育素牛をみやぎ総合家畜市場から導入した者 交付要件: ①母牛得点が81点以上 ②生後日数が365日以内 ③体重が雌牛250kg以上、去勢牛270kg以上	繁殖素牛40,000円以内 (父牛が栗原産の宮城県基幹種雄牛100,000円以内) 肥育素牛(去勢)40,000円以内 (父牛が栗原産の宮城県基幹種雄牛50,000円以内) 肥育素牛(雌)30,000円以内 (父牛が栗原産の宮城県基幹種雄牛40,000円以内) ※上記金額は母牛得点82点以上の場合 ※母牛得点81点台は上記金額から1万円の減(繁殖素牛の父牛が栗原産の宮城県基幹種雄牛の場合は除く)	
6	園芸振興品目導入事業	対象者:市内に住所を有する生産組織等の団体 交付要件:市の園芸振興計画に定める園芸振興作物(以下「市の園芸作物」※ ²)を導入し、販売を目的とする場合。	種子・苗木等の購入費 (上限500,000円)の 初年度 30%以内 2年度目 20%以内 3年度目 10%以内	以前、この補助金の交付を受けた団体であっても、違う品目を導入する場合は申請ができません。
7	園芸新規就農者支援事業	対象者:市内に住所を有する認定就農者 交付要件:新規に就農して3か年以内に、市の園芸作物※ ² を導入し、販売を目的とする場合。	種子・苗木等の購入費 (上限500,000円)の 初年度 50%以内 2年度目 30%以内 3年度目 10%以内	

〈裏面に続く〉

《農林畜産課》

No.	事業名	対象者・交付要件	補助率等	備考
8	園芸用ハウス整備支援事業	対象者: 市内に住所を有する農業者、生産組織及び農業者団体(農業法人を除く) 対象経費: 園芸用ハウスの新設及び中古ハウスの再生に要する経費 交付要件: 以下のすべてに該当すること。 ①販売を目的として市の園芸作物 ^{※2} を栽培すること。 ②ハウスの面積は99㎡以上1,000㎡未満であること。 ③他人所有の農用地に設置する場合は、土地所有者の同意を得て5年間以上の営農が見込めること。 ④園芸作物生産のための利用期間が年間おおむね6か月以上あること。	対象経費の「1/3以内」 (限度額:500,000円)	補助対象については、年度内ハウス1棟となります。

《農業政策課》

1	土地利用型農業支援事業	対象者: 農業者、生産組織 交付要件: 4ha以上の連たんする団地に麦、大豆、飼料作物を作付けした場合	・8ha以上の団地は、240,000円以内 ・4ha以上8ha未満の団地は、10a当たり3,000円以内	ほ場整備の事前転作を除く
2	農業改革支援事業 連たん化促進事業	対象者: 農業者、生産組織 交付要件: 市が指定する振興作物 ^{※1} を連たんで、40a以上作付けした場合	10a当たり 10,000円以内	
3	農業改革支援事業 水田活用促進事業	対象者: 農業者、生産組織 交付要件: ・新規転作田に盛土し、畑地化を行った場合 ・転作地、新規転作地に明渠、暗渠等を行った場合	整備に要した経費の1/2以内で10a当たり60,000円を上限とする。	
4	6次産業推進事業	対象者: 認定農業者(農業経営改善計画書に記載のある従事者を含む。)、農業法人、農林漁業者3戸以上で構成する団体組織 交付要件: ① 農産物販売促進事業 講師の謝金や旅費、試作品開発費、市場調査費(試作品試食会開催経費等)に要する経費 ② 施設・機械等整備事業 事業化や拡充に必要となる施設、機械等の整備に要する経費、農産加工室の改修、加工用機械の導入経費等 ③ 流通・販売・宣伝支援事業 ホームページ作成委託料、パッケージ開発費、商品パンフレット作成等に要する経費	①農産物販売促進事業 補助対象経費の2分の1以内で、限度額100万円 ②施設・機械等整備事業 補助対象経費の2分の1以内で、限度額500万円 ③流通・販売・宣伝支援事業 補助対象経費の2分の1以内で、限度額100万円	国の6次産業化法の事業認定を受けた者を除く。 また、法人格を有する認定農業者及び農業法人で、第1次産業、第2次産業、第3次産業のうち、既に2以上の産業を行っている者を除く。

【※1 振興作物】

かぼちゃ、ねぎ、キャベツ、スイートコーン、きゅうり、いちご、芝草、トマト、きく類、ほうれんそう、未成熟そらまめ、山菜、れんこん、アスパラガス、ブルーベリー、なばな類、らっきょう、モロヘイヤ、ピーマン、ズッキーニ、ししとう、じねんじょ、えだまめ、スナップエンドウ

【※2 市の園芸振興計画に定める園芸振興作物】

いちご、きゅうり、トマト、ほうれん草、ねぎ、そらまめ、なばな類、だいこん、ピーマン類、らっきょう、かぼちゃ、アスパラガス、キャベツ、トウモロコシ、水耕野菜、輪ぎく、スプレーぎく、花壇苗類、りんご、ブルーベリー、うめ、しいたけ、なめこ、じねんじょ、葉たばこ、そば、スナップエンドウ、えだまめ、山菜、ズッキーニ

《お問い合わせ先》

【農林振興部】

◎ 農業政策課 22-1135 ◎ 農林畜産課 22-1136

【栗原市各総合支所市民サービス課産業建設係】

築館 22-1114 若柳 32-2124 栗駒 45-2114 高清水 58-2113 一迫 52-2114
 瀬峰 38-2114 鶯沢 55-2114 金成 42-1114 志波姫 25-3114 花山 56-2114